



長野県告示第131号

長野県医師研究資金貸与規程を次のとおり定めます。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

長野県医師研究資金貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、県内における医師の不足を解消し、医療の確保を図るため、県内の医療機関（以下「県内医療機関」という。）において医師としてその業務に従事する者に対し、予算の範囲内で医師研究資金（以下「研究資金」という。）を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「県内医療機関」とは、県内の医療機関のうち次に掲げるものとする。

- (1) 分娩を取り扱う産科医が不足している病院及び診療所
- (2) 小児科又は麻酔科の専門医が不足している病院
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第10号に規定する区域の医療提供体制を確保するため知事が特に必要と認める病院

(貸与対象者)

第3条 研究資金の貸与を受けることができる者は、県外から転入し、次の各号に掲げる県内医療機関の区分に応じ、当該各号に定める医師としてその業務に従事しようとするものとする。

- (1) 前条第1号に規定する病院及び診療所 分娩を取り扱う産科医
- (2) 前条第2号に規定する病院 小児科又は麻酔科の専門医
- (3) 前条第3号に規定する病院 知事が特に必要と認める診療科の専門医

(研究資金の種類等)

第4条 研究資金の種類及び貸与の額は、次の表のとおりとする。

研究資金の種類	貸与の額
3年資金	300万円
2年資金	200万円

(貸与の申請)

第5条 研究資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長野県医師研究資金貸与申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 医師免許証の写し
- (2) 県内医療機関の開設者又は管理者の推薦書（様式第2号）
- (3) 履歴書

(連帯保証人)

第6条 申請者は、連帯保証人1名を立て、申請書にその署名を得なければならない。

2 前項の連帯保証人は、研究資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の決定)

第7条 知事は、申請書を受理したときは、審査をし、適当と認めるときは、研究資金の貸与を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により貸与を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、速やかに、誓約書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(研究資金の交付)

第9条 研究資金は、第7条第2項の規定による通知を受けた者の請求により、一括して本人に交付するものとする。

2 前項の規定による請求は、長野県医師研究資金交付請求書（様式第4号）を知事に提出して行うものとする。

(返還債務の免除)

第10条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、研究資金の返還及び利息の支払（以下「返還債務」という。）を免除する。

- (1) 第3条の規定による業務に従事した期間が、3年資金の被貸与者にあつては3年、2年資金の被貸与者にあつては2年（以下「必

要業務従事期間」という。)以上となったとき。

(2) 前号に規定する期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務上に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 知事は、被貸与者が死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない理由により返還債務の額を返還することができなくなったときは、当該返還債務の額の全部又は一部を免除することがある。

3 知事は、3年資金の貸与を受けた者が、第3条の規定による業務に2年以上従事し、かつ、やむを得ない理由のため業務を継続することができなくなったときは、返還債務の額に3分の2を乗じて得た額を免除することがある。

4 前3項の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、長野県医師研究資金返還債務免除申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(返還)

第11条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、知事の指定する期日までに、貸与を受けた研究資金の額に、貸与を受けた日の翌日から当該各号に掲げる事由が生じた日までの日数に応じ年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額を返還しなければならない。

(1) 第3条の規定による業務に従事してから必要業務従事期間を経過しない間に当該業務に従事しなくなったとき。

(2) 心身の故障のため医師としてその業務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

(3) 死亡したとき。

(4) この規程に定める義務を怠ったとき。

(5) その他研究資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還の猶予)

第12条 知事は、被貸与者が第3条の規定による業務に従事している期間中は、返還債務の履行を猶予する。

2 知事は、被貸与者が災害、疾病その他やむを得ない理由があるときは、当該事由の継続する期間に限り、返還債務の履行を猶予することがある。

3 前項の規定により返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、長野県医師研究資金返還債務履行猶予申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

4 知事は、返還債務の履行を猶予することを決定した者が、当該猶予の事由に該当しなくなったときは、猶予期間内であっても当該猶予の決定を取り消すものとする。

(延滞利息)

第13条 被貸与者は、正当な理由がなく返還債務の額を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額について年14.5パーセントの割合による延滞利息を支払わなければならない。

(届出)

第14条 被貸与者は、申請書の記載事項に異動があったときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 被貸与者は、連帯保証人が死亡し、若しくはその他の理由により資格を失い、又は知事が不相当と認めてその変更を求めたときは、直ちに、別に連帯保証人を定め、連署のうえ、その旨を知事に届け出なければならない。

3 被貸与者が死亡したときは、連帯保証人は、直ちに、死亡を証明する書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

(様式第1号)(第5条関係)

長野県医師研究資金貸与申請書

年 月 日

長野県知事 殿

本人氏名 ㊟

連帯保証人氏名 ㊟

下記のとおりですから、長野県医師研究資金貸与規程(平成19年長野県告示第131号)の規定に基づき研究資金を貸与してください。

記

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生
住所	(電話番号)		
出身大学	大学 学部 科 年 月卒業	就業先の県内 医療機関の名称	
貸与を希望する 研究資金 (いずれかに○)	3年資金 ・ 2年資金		
申請理由(今後の就業予定等を含む。)			
連帯保証人	氏名	生年月日	年 月 日生
	住所	(電話番号)	本人との 続柄

(様式第2号)(第5条関係)

推 薦 書

年 月 日

長野県知事 殿

医療機関の開設者又は管理者

所在地

氏 名 ㊟

下記の者は、身体強健で、人物医業ともに優れ、長野県医師研究資金の貸与を受けることを適当と認めます。

記

氏 名

診 療 科

勤務開始年月日

(様式第3号)(第8条関係)

誓 約 書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名 ㊟

この度、長野県医師研究資金貸与規程(平成19年長野県告示第131号)の規定に基づき、研究資金の貸与を受けることになりました。ついては、同規程及び指示された事項を堅く守ります。

連帯保証人 住 所

氏 名 ㊟

長野県医師研究資金貸与規程の規定に基づく研究資金の返還その他の義務については、同規程の規定に従い、連帯保証人がその責に任じます。

(様式第4号) (第9条関係)

長野県医師研究資金交付請求書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名 ⑩

長野県医師研究資金貸与規程（平成19年長野県告示第131号）の規定に基づく研究資金を、下記のとおり交付してください。

記

交付請求額	金	円
振込先金融機関	金融機関名	支店名
振込口座	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	名義人氏名	

(様式第5号)(第10条関係)

長野県医師研究資金返還債務免除申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

㊞

下記のとおり研究資金の返還債務を免除してください。

記

貸与を受けた研究資金の額 円

免除申請の理由

(添付書類)

免除申請の理由を証する書類

(様式第6号)(第12条関係)

長野県医師研究資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

印

下記のとおり研究資金の返還債務の履行を猶予してください。

記

貸与を受けた研究資金の額 円

猶予を希望する期間

猶予申請の理由

(添付書類)

猶予申請の理由を証する書類

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

医療政策課

長野県告示第132号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、同法に規定する医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成19年3月22日

長野県知事 村 井 仁

名 称	所 在 地	指定年月日
神應透析クリニック	松本市筑摩2丁目17番5号	18.12.20
ナシダ薬局	北安曇郡松川村5744-4	19. 1. 1
医療法人共和会塩田病院	上田市中野29の2	19. 1.10
とちの木薬局	伊那市長谷非持553-3	19. 2. 1
みずき薬局	松本市大字芳川村井町231-8	19. 2. 1
ドレミ薬局	松本市寿南1-23-12	19. 2. 1
市川内科クリニック	上伊那郡南箕輪村1548番地2	19. 2.22
こまき薬局	上田市小牧105-1	19. 2.28
小口内科クリニック	松本市寿南1-23-9	19. 3. 1

健康づくり支援課

長野県告示第133号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、指定医療機関から、その指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成19年3月22日

長野県知事 村 井 仁

名 称	所 在 地	辞退年月日 辞退の効力 発生日
ドレミ薬局仲町店	茅野市仲町4001	18.12.30
医療法人共和会塩田病院	上田市中野29の2	19. 1. 9
大熊医院	東御市田中122	19. 2. 1

健康づくり支援課

長野県告示第134号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成19年3月22日

長野県知事 村 井 仁

- 解除に係る保安林の所在場所
南佐久郡佐久穂町大字八郡364の2、364の7
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

森林整備課

長野県告示第135号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成19年3月22日

長野県知事 村 井 仁

- 解除に係る保安林の所在場所
茅野市北山4031の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県森林整備課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林整備課

長野県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年4月9日まで、長野県土木部道路課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 152号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市北山6851番の3地先から 茅野市北山6917番の5地先まで	旧	m 10.0~14.5	km 0.2270
同 上	新	11.6~33.0	0.2270

道 路 課

長野県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年4月9日まで、長野県土木部道路課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 富士見台公園線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿智村智里4259番の593地先から 下伊那郡阿智村智里4259番の1135地先まで	旧	m 4.8~19.2	km 0.3523
同 上	新	7.4~60.3	0.3236

道 路 課

長野県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年4月9日まで、長野県土木部道路課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 塩尻鍋割穂高線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
塩尻市大字広丘原新田226番の2地先から 松本市大字笹賀455番の6地先まで	旧	m 5.5~6.0	km 0.4092
同 上	新	16.0	0.4092

道 路 課

長野県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年4月9日まで、長野県土木部道路課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 富士見台公園線
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡阿智村智里4259番の593地先から
下伊那郡阿智村智里4259番の1135地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成19年3月22日

道 路 課

長野県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年4月9日まで、長野県土木部道路課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 上松御岳線
- 2 供用を開始する区間
木曾郡木曾町三岳10762番の30地先から
木曾郡木曾町三岳11087番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成19年3月22日

道 路 課

長野県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年4月9日まで、長野県土木部道路課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 塩尻鍋割穂高線
- 2 供用を開始する区間
塩尻市大字広丘原新田226番の2地先から
松本市大字笹賀455番の6地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成19年3月22日

道路課

長野県告示第142号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称
大安寺沢1、大安寺沢2、除沢、柏尾沢、清水沢、矢沢及び滝沢
- 2 指定の区域
長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第143号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
大安寺沢1及び大安寺沢2
- 2 指定の区域
長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

る事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第144号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称
岩草ア、岩草イ、岩草ウ、岩草エ、岩草オ、岩草カ、中尾ア、中尾イ、中尾ウ、中尾エ、遠見ア、遠見イ、遠見ウ、遠見エ、遠見オ、遠見(2)ア、遠見(2)イ、遠見(2)ウ、赤柴、知足院(1)、知足院(2)、大久保(3)、地藏堂(1)、橋詰(1)ア、橋詰(1)イ、苦桃(2)ア、苦桃(2)イ、苦桃(2)ウ、苦桃(1)、橋詰(2)、市場、大久保(2)、大久保(1)、平出(1)、平出(3)、五十平ア、五十平イ、坪根ア、坪根イ、坪根ウ、倉並ア、倉並イ、倉並ウ、倉並エ、五十平、論地(1)、論地(2)ア、論地(2)イ、赤坂ア、赤坂イ、赤坂ウ、赤坂エ、新屋ア、新屋イ、新屋ウ、新屋エ、矢沢(1)、定谷ア、定谷イ、定谷ウ、飯森(1)、飯森(2)、蓮、瀬脇(1)、瀬脇上ア、瀬脇上イ、瀬脇(2)、古間、狸尾(1)、狸尾(2)、塩(2)、塩ア、塩イ、下河原(1)ア、下河原(1)イ、下河原(2)ア、下河原(2)イ、笹平(1)ア、笹平(1)イ、笹平(1)ウ、笹平上町、笹平駒帰ア、笹平駒帰イ、笹平駒帰ウ、大安寺(1)、大安寺(2)、小坂(2)ア、小坂(2)イ、小坂(2)ウ、小坂(1)ア、小坂(1)イ、小坂(1)ウ、小坂(1)エ、下戸倉、上戸倉ア、上戸倉イ、上戸倉ウ、戸倉ア、戸倉イ、戸倉ウ、戸倉エ、戸倉オ、戸倉カ、上戸倉(2)ア、上戸倉(2)イ、千木ア、千木イ、大川(2)、下小鍋(2)、下小鍋ア、下小鍋イ、大川(1)、国見(1)ア、国見(1)イ、国見(2)、国見(3)、小鍋濁沢(2)、小鍋濁沢、湯ノ瀬(2)、湯ノ瀬(1)、湯山ア、湯山イ、百瀬ア、百瀬イ、百瀬ウ、百瀬エ、百瀬(2)、百瀬(3)、西裾花台(3)、西裾花台(1)、西裾花台団地、西裾花台(2)ア、西裾花台(2)イ、松島トンネル北、地藏平東ア、地藏平東イ、地藏平東ウ、地藏平東エ、地藏平(2)、茂管(2)、滝沢、深沢ア、深沢イ、下深沢ア、下深沢イ、栃久保、新橋(1)、新橋(2)、吉窪、花上、無久平下、保玉、無久平、鍋割(1)、栗林ア、栗林イ、鍋割(2)、村前、榎、新分市、仏工伝ア、仏工伝イ、仏工伝ウ、仏工伝エ、仏工伝オ、仏工伝カ、日方、日方(4)ア、日方(4)イ、日方(4)ウ、日方(4)エ、日方(2)ア、日方(2)イ、日方(2)ウ、日方(3)、日方(1)ア、日方(1)イ、日方(1)ウ、平深沢、上深沢ア、上深沢イ、舟久保(2)、舟久保(1)ア、舟久保(1)イ、小淵(2)ア、小淵(2)イ、小淵(1)、矢平(1)ア、矢平(1)イ、矢平(2)ア、矢平(2)イ、川後、日影繁、西繁、東繁ア、東繁イ、東繁ウ、二ツ石ア、二ツ石イ、田中、松ノ木、枇杷前沖、枇杷、平石ア、平石イ、平石ウ、平石エ、栃ノ木ア及び栃ノ木イ

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第145号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

岩草ア、岩草イ、岩草ウ、岩草エ、岩草オ、中尾ア、中尾イ、中尾ウ、中尾エ、遠見ア、遠見イ、遠見エ、遠見オ、遠見(2)ア、遠見(2)イ、遠見(2)ウ、赤柴、知足院(1)、大久保(3)、地藏堂(1)、橋詰(1)ア、橋詰(1)イ、苦桃(2)ア、苦桃(2)イ、苦桃(2)ウ、市場、大久保(2)、大久保(1)、平出(1)、五十平ア、五十平イ、坪根ア、坪根イ、坪根ウ、倉並ア、倉並ウ、倉並エ、赤坂ア、赤坂イ、赤坂ウ、赤坂エ、新屋ア、新屋イ、新屋ウ、新屋エ、矢沢(1)、定谷イ、定谷ウ、飯森(2)、瀬脇(1)、瀬脇上ア、狸尾(2)、塩(2)、塩ア、塩イ、下河原(1)ア、下河原(2)ア、下河原(2)イ、笹平(1)ウ、笹平上町、笹平駒帰ア、笹平駒帰ウ、大安寺(2)、小坂(1)ア、小坂(1)イ、上戸倉ア、上戸倉イ、戸倉ア、戸倉イ、戸倉ウ、戸倉エ、戸倉オ、千木ア、千木イ、大川(2)、下小鍋(2)、下小鍋ア、下小鍋イ、大川(1)、国見(1)ア、国見(2)、国見(3)、小鍋濁沢(2)、小鍋濁沢、湯ノ瀬(2)、湯ノ瀬(1)、湯山ア、湯山イ、百瀬イ、百瀬ウ、百瀬エ、百瀬(2)、百瀬(3)、西裾花台(3)、西裾花台(1)、西裾花台団地、西裾花台(2)ア、松島トンネル北、地藏平東ア、地藏平東ウ、地藏平東エ、地藏平(2)、茂管(2)、滝沢、深沢イ、下深沢ア、下深沢イ、新橋(1)、新橋(2)、吉窪、無久平下、無久平、鍋割(1)、栗林イ、鍋割(2)、村前、榎、新分市、仏工伝ア、仏工伝イ、仏工伝オ、日方(4)イ、日方(4)エ、日方(2)ア、日方(2)イ、日方(1)ア、日方(1)イ、平深沢、上深沢ア、上深沢イ、舟久保(1)ア、舟久保(1)イ、小淵(2)ア、小淵(2)イ、小淵(1)、矢平(1)ア、矢平(1)イ、矢平(2)ア、日影繁、西繁、東繁ア、東繁イ、二ツ石ア、二ツ石イ、松ノ木、平石ア、平石イ、平石ウ、栃ノ木ア及び栃ノ木イ

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第146号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成19年3月16日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
あらかわ薬局	松本市寿台2-2-6	松本市寿北6-27-1 西友寿店内

会計課